

## 島本町生涯学習推進計画検討懇話会設置要項

### (設置)

第1条 島本町生涯学習推進計画の策定につき、その内容を検討するため、島本町生涯学習推進計画検討懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 懇話会は、次に掲げる事項について検討を行い、その結果を町長に提言する。

(5) 生涯学習推進計画行政原案に対する検討事項

(6) その他生涯学習推進計画に関する主要な事項

### (組織等)

第3条 懇話会は、学識経験者等から教育長が委嘱した15人以内の者をもって組織する。

2 委員の任期は、委嘱の日から平成18年3月31日までとする。

### (会長及び副会長)

第4条 懇話会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は、委員の中から会長が指名する委員をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 懇話会は、会長が招集し、会議を主宰する。

2 懇話会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議に議員以外の者の出席を求めることができる。

### (会議の公開)

第6条 会議の公開又は非公開は、島本町審議会等の会議の公開に関する指針に基づき決定する。

### (庶務)

第7条 懇話会の庶務は、教育委員会生涯学習課において処理する。

### (委任)

第8条 この要項に定めるもののほか、懇話会の運営について必要な事項は、会長が定める。

### 附則

1 この要項は、平成17年7月1日から施行する。